

# 「平成 30 年度消費者大学」開催に係る業務委託候補者審査要領

## 1 趣 旨

この要領は、「平成 30 年度消費大学」開催に係る業務委託の公募型プロポーザル方式実施公告（以下「公募公告」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、本業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

## 2 審査会の設置

上記 1 の委託候補者を選定するために「平成 30 年度消費者大学」開催に係る業務委託企画提案審査委員会（以下「企画提案審査委員会」という。）を設置する。

## 3 企画提案審査委員会の構成

- (1) 企画提案審査委員会は別添の委員をもって構成する。
- (2) 企画提案審査委員会の委員長は、県くらし安全・消費生活課長とする。また、副委員長は、県くらし安全・消費生活課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時に、その職務を代理する。
- (4) 企画提案審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 企画提案審査委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、企画提案審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 4 審査方法

審査方法は別に定める。

## 5 選定の方法

- (1) 各企画提案審査委員の採点点数を合計し、最も合計得点の高い者を委託候補者として選定する。
- (2) 最も合計得点の高い者が複数である場合には、全審査委員の採点結果において「不可（配点 1）」の採点のなかった者を選定し、いずれの者にも「不可（配点 1）」の採点がなかった場合には、全審査委員の採点結果において「可（配点 2）」の数の最も少なかった者を委託候補者として選定する。
- (3) 上記によっても委託候補者が決しない場合は、委員長が指名する者をもって委託候補者とする。
- (4) 委託候補者の合計得点が 50 点に満たない場合は、内容を再検討した提案書を提出させ、再度、審査会を開催の上、委託候補者を選定する。
- (5) 一定数（概ね 5 者）を超える者から企画提案書の提出があった場合は、書類審査で合計得点の高い順に 5 者程度を選定し、その中からプレゼンテーション審査を実施する。

## 7 審査日程

提案書提出期限 平成30年6月18日(月) 午後5時15分

書類審査※ 平成30年6月19日(火)

プレゼンテーション審査 平成30年6月22日(金)

※書類審査は、提案書提出者が一定数(概ね5者)をこえない場合には実施しない。